

基準病床数の算定について

1 基準病床数制度

(1) 制度の概要

- 医療法に基づき、医療計画で、二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を定めることとされている。（医療法第30条の4）
- 本制度は、病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し、病院・病床の地域偏在を是正し、一定水準以上の医療を確保することを目的としたものであり、都道府県は、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないことができることとされている。
- 基準病床数は、全国統一の算定式により算定する。（医療法施行規則第30条の30）

(2) 基準病床数の算定方法（医療法施行規則第30条の30）

病床の種別	算定方法
一般病床・療養病床	二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、入院・入所需要率、病床利用率等から算定する。→今回、算定方式が見直され、介護医療院等への転換見込みが基準病床数に影響する。
精神病床	年齢階級別人口、年齢階級別入院率、病床利用率等から算定する。 →今回、算定方式が見直された。
結核病床	結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める。 (H17.7.19に国から技術的助言として算定式が示されているもの。)
感染症病床	特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める。

※算定に用いる数値のうち、一部については知事の裁量があるもの。

2 介護医療院等転換意向調査の概要等について

参考資料のとおり。

3 基準病床数の試算（一般+療養）

(1) 試算結果

医療法施行規則第30条の30の規定に基づき、基準病床数を試算した結果は次のとおり。

医療圏	既存病床の推移			医療圏	基準病床				医療圏	前回の増減		
	H19年9月	H24年9月	H28年9月		H20.4	H25.4	案の1	案の2		H20 vs H25	H25vs 案の1	H25vs 案の2
盛岡	6,425	6,245	5,976	盛岡	5,723	4,917	5,306	5,311	盛岡	▲ 806	389	394
岩手	2,097	1,880	1,804	岩手	1,828	1,616	1,756	1,756	岩手	▲ 212	140	140
中部	1,537	1,442	1,356	中部	1,743	1,372	1,188	1,195	中部	▲ 371	▲ 184	▲ 177
胆江	1,227	1,220	1,096	胆江	1,357	1,062	1,177	1,177	胆江	▲ 295	115	115
両磐	640	579	585	両磐	721	546	449	449	両磐	▲ 175	▲ 97	▲ 97
気仙	820	764	695	気仙	519	391	572	629	気仙	▲ 128	181	238
釜石	821	719	651	釜石	766	578	587	587	釜石	▲ 188	9	9
宮古	588	514	462	宮古	395	342	448	471	宮古	▲ 53	106	129
久慈	582	526	525	久慈	399	333	304	304	久慈	▲ 66	▲ 29	▲ 29
二戸	14,737	13,889	13,150	二戸	13,451	11,157	11,787	11,879	二戸	▲ 2,294	630	722
県計				県計					県計			

法令に基づく算定式、算定数値を用いたうえで、介護医療院等への転換をどのように見込むかについて、調査結果に基づき、2案の試算を行った。
なお、法令に基づく算定式では、介護医療院等への転換見込みが増加すると、基準病床も増加する結果となる(算定式については、資料6-2参照)。

案の1 調査で「介護医療院等への転換」可能性ありと回答があった291床のみを見込む場合 → 両磐圏域で病床超過が解消

案の2 案の1に「医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ」の可能性ありと回答があった165床の2分の1(=83床)を加え、合計374床を見込む場合 → 両磐、久慈圏域で病床超過が解消

医療圏	既存病床-基準病床			
	H19-H20.4	H24-H25.4	H28-案の1	H28-案の2
盛岡	702	1,059	670	665
岩手	269	188	48	48
中部	▲ 206	▲ 16	168	161
胆江	▲ 130	34	▲ 81	▲ 81
両磐	▲ 81	39	136	136
気仙	301	304	123	66
釜石	55	73	64	64
宮古	193	120	14	▲ 9
久慈	183	192	221	221
二戸	1,286	2,732	1,363	1,271
県計				

4 今後の算定作業について

以下の点を考慮する必要があることから、基準病床の最終案の整理については、平成30年1月頃を予定している。

- (1) 毎回、計画見直し年度の10月の推計人口を用いて算定しており、11月末に統計が公表される予定であること。
- (2) 基準病床の算定に当たって、既存病床との比較が必要となるが、最新の既存病床については、調査結果が平成29年12月末頃に調査結果が確定する予定であること。

5 本日の論点

基準病床（一般＋療養）の算定に当たり、案の1（介護医療院等への転換について、明確な回答に基づき291床と見込む。）と案の2（介護医療院等への転換について、案の1よりも幅広に374床と見込む。）のいずれが妥当と考えられるか。

【考慮すべき事項】

基準病床と地域医療構想における将来の病床の必要量（必要病床数）は、法令に従って算定するという点では同様であるが、両者の法的な位置付けや算定式は異なっており、それぞれの算定式に基づく病床数が一致しないことはやむを得ない。

一方で、地域医療構想を定め、将来の医療需要に応じた医療提供体制の実現に向けて取組を進めていくことが求められている中であって、基準病床と必要病床数について、政策的な一貫性を考慮する必要があるのではないか。

■ H37年度の必要病床数

	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
県全体	1,030	3,333	3,696	2,617	0	10,676
0301盛岡	547	1,553	1,861	1,224	0	5,185
0302岩手中部	135	438	555	248	0	1,376
0303胆江	84	357	312	445	0	1,198
0304両磐	76	278	290	237	0	881
0305気仙	44	164	93	69	0	370
0306釜石	31	130	165	223	0	549
0307宮古	39	143	196	94	0	472
0308久慈	43	136	133	42	0	354
0309二戸	31	134	91	35	0	291

(参考)

介護医療院等転換意向調査の概要等について

1 調査対象

医療療養病床（1・2）又は介護療養病床を有する 43 医療機関

2 老人保健施設又は介護医療院への転換意向を具体的に回答した医療機関

医療機関名	転換先	方針等	予定時期
A病院 (盛岡医療圏)	介護老健	医療療養 1(60 床)+介護療養(60 床)から介護老健 120 床へ	H31
B病院 (盛岡医療圏)	介護医療院	介護療養(60 床)から介護医療院へ	H32
C病院 (盛岡医療圏)	介護医療院	介護療養(15 床)から介護医療院へ	H35

3 医療圏・市町村別の調査結果の概要

医療圏	市町村名	介護医療院等への転換方針等							総計	
		可能性あり				可能性なし				
		介護医療院等へ	医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ	不明	小計	医療保険病床	休床再開予定なし	病床廃止		小計
01盛岡	盛岡市	246	9	30	285	90		55	145	430
	八幡平市									0
	雫石町					0				0
	葛巻町	18			18		15		15	33
	岩手町	15			15					15
	滝沢村									0
	矢巾町	12			12					12
	計	291	9	30	330	90	15	55	160	490
02岩手中部	花巻市					50			50	50
	北上市			12	12					12
	西和賀町							7	7	7
	計			12	12	50		7	57	69
03胆江	奥州市		12	3	15					15
04両磐	一関市			15	15	60			60	75
05気仙	陸前高田市									0
06釜石	釜石市		102		102					102
07宮古	宮古市					6			6	6
08久慈	久慈市		42		42					42
09二戸	二戸市						16		16	16
	軽米町					45			45	45
	一戸町					47			47	47
	計	A	B			92	16		108	108
総計		291	165	60	516	298	31	62	391	907

※ 医療療養2及び介護療養の病床数を基本に、医療療養1からの具体の転換予定等を加えた数値である。

4 次期医療計画等策定に係る県としての見込み量の設定方針

(1) 介護保険事業計画関係 (H30~32)

2の表に記載されたうち、次期介護保険事業計画の期間内の計画分 180 床のみを見込む。

(2) 医療計画の基準病床数関係 (H30~35)

案の1……3の表の、「可能性あり」のうち「介護医療院へ」と回答した 291 床 (A) を見込む。

案の2……同表の「可能性あり」のうち「医療保険病床と介護医療院等の介護施設の組み合わせ」と回答した 165 床×2分の1 (165 床(B)×1/2=82.5≒83 床) を 291 床 (A) に加えた 374 床を見込む。